

記入にあたっては別紙（又は裏面）の注意事項や記入例をお読みいただき、還付金の発生理由が生じた日から1週間以内に提出してください。また、提出時には必ず控えをとり、譲渡人・譲受人双方で保管してください。

自動車税の還付請求権の譲渡通知書

令和 年 月 日

広島県 県税事務所長 様 (注意事項参照)
(広島県知事 様)

私(譲渡人)は、下記の自動車に係る自動車税の還付請求権を、
下記の譲受人に、令和 年 月 日に譲渡したので通知します。
ついては、当該還付金を当該譲受人に支払ってください。

譲渡人(納税義務者)

〒

現住所(所在地)

氏名(名称)

印

電話番号

※ 必ず、自署・押印してください。

〔法人の場合は、法人名及び代表者名を併記(ゴム印可)し、
代表者印を押印してください。〕

※ 現住所や氏名が納税通知書に記載されたものと異なる場合は、変更されたことが確認できる住民票の写しや戸籍謄本等を添付してください。

自動車

登録番号	広・広島・福山								
賦課年度	令和 年度	納税通知書番号	(注意事項参照)						
還付金発生理由等	令和 年 月 日	抹消登録・二重納付							

※ 還付金の発生理由が抹消登録の場合は、抹消登録が確認できる書類(写し)を添付してください。

譲受人

〒

現住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

所有者コード(記入不要)

--	--	--	--	--

◎譲受人において、口座振替による支払を希望する場合は、振込先口座を記入してください。

振込先口座	金融機関	金融機関名				店舗名			
	預金の種類	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義								

※ 振込先口座は譲受人の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の口座の場合は、振込用の専用番号であることを確認してください。

注意事項

1 添付書類

- ◎ 現住所・氏名が納税通知書の内容と異なる場合は、異動経過が分かる書類（写し）
(例：住民票、戸籍謄本、商業登記簿謄本 など)
- ◎ 還付金の発生理由が抹消登録の場合は、登録識別情報等通知書などの抹消登録が確認できる書類（写し）
(例：登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、輸出抹消仮登録証明書 など)

2 記入上の注意など

- ◎ 管轄県税事務所・譲渡人（納税義務者）・納税通知書番号は、4月1日現在のものです。提出先の県税事務所及び納税通知書番号(表面の注)は、納税通知書（領収証書）で確認の上、記入してください。
- ◎ 記入の漏れや誤り、添付書類の不足などにより受理できない場合があります。また、譲渡人（納税義務者）以外が提出される場合には、記載内容について電話により譲渡人（納税義務者）本人に事実確認を行わせていただくことがあります。
- ◎ 譲渡人（納税義務者）及び譲受人に未納の徴収金があるときは還付金を充当し、残余金がある場合のみ、譲受人に支払います。
- ◎ この通知を受けて還付金を譲受人に支払う場合には、譲渡人（納税義務者）にその旨を通知します。
- ◎ 納税義務者が亡くなっている場合は、上記1の書類以外にも必要な書類がありますので、事前に県税事務所へお問合せください。

3 提出期限

還付金の発生理由が生じた日（抹消登録等の日）から1週間以内

※ 期限を過ぎて提出された場合は、原則、納税義務者に支払います。

4 提出先

- ◎ 管轄の県税事務所に直接提出してください。
(納税通知書（領収証書）に記載の県税事務所です。)
- ◎ 管轄とは別の事務所に提出された場合は、管轄の事務所に転送しますが、上記3の提出期限までに間に合わないことがあります。

事務所名 (担当課)	所在地・電話番号	管轄区域
広島県 西部県税事務所 (税務管理課)	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14 Tel 082-207-2135	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
広島県 東部県税事務所 (税務管理課)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 Tel 084-921-1301	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
広島県 北部県税事務所 (収納管理課)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 Tel 0824-63-5175	三次市、庄原市